

2. 上場廃止の原因となる事実

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人に、「特定有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。以下本項目において同じ。）又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実」が発生した場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号b（b）】

※ 上場廃止の原因となる事実には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 東証以外の金融商品取引所において上場廃止の原因となる事実が生じた場合にも開示してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 上場廃止の原因となる事実の概要及びその経緯

b. 今後の見通し

- ・ 今後の日程、残余財産の分配等今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

c. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○（参考）最近3営業期間の運用状況等

- ・ 最近3営業期間の営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益、1口当たり当期純利益、1口当たり分配金、1口当たり純資産、純資産、総資産を記載する。

(開示様式例) 投信法第143条第1項第○号の規定による本投資法人の解散及び上場廃止に関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ず参照してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

〇〇〇〇投資法人

代表者名 執行役員 〇〇 〇〇

(コード: 〇〇〇〇)

資産運用会社名

〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇

(TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

投信法第143条第1項第○号の規定による本投資法人の解散及び上場廃止に関するお知らせ

本投資法人は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、以下のとおり、投資信託及び投資法人に関する法律第143条第1項第○号に該当し、解散することとなりましたので、お知らせいたします。また、本投資本人は解散することに伴い、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第1218条第1項第1号a(a)に該当することとなることから、同取引所における上場が廃止されますので、お知らせいたします。

1. 投信法第143条第1項第○号に該当することとなった経緯

2. 今後の見通し

(1) 今後の日程

(2) 残余財産の分配等に関する方針

(その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上

(参考) 最近3営業期間の運用状況等

決算期	****年**月期	****年**月期	****年**月期
営業収益	百万円	百万円	百万円
営業利益	百万円	百万円	百万円
経常利益	百万円	百万円	百万円
当期純利益	百万円	百万円	百万円
1口当たり当期純利益(円)	円	円	円
1口当たり分配金(円)	円	円	円
1口当たり純資産(円)	円	円	円
純資産	百万円	百万円	百万円
総資産	百万円	百万円	百万円